



消費生活相談

賢い消費者になりましょう！

賃貸アパートの修理は必ず大家に相談！

～一人暮らしのトイレ詰まり～

【事例】

アパートで一人暮らし中の息子が部屋のトイレ詰まりをなんとかしようと、慌ててネットで見つけた業者を呼んだ。

業者に「簡易修理なら1万円のできるが、根本的な修理をしないとまた詰まる」と言われ、きちんと修理して欲しいと伝え、5万円を前払いした。

修理が終わり、大家に伝えると「知っている業者だと5千円もかからなかった。そちらが勝手に修理を頼んだのだから、負担しない」と言われた。

息子が全額負担しないといけないのか。

相談は
こちらへ…

役場消費生活センター（町民課内）
TEL 0796・36・1941（直通）

たじま消費者ホットライン

TEL 0796・23・1999

※相談無料で秘密は厳守!!

【ひとことアドバイス】

- ◆原則として、賃貸アパートなどの修理は家主に責任があります。
- ◆しかし今回のケースでは、借主が家主に相談なく勝手に修理を頼んだことになり、家主に全額負担を求めるのは困難です。
- ◆悪質な業者は高額な修理費用を請求する可能性があり、注意が必要です。
- ◆賃貸アパートなどで修理が必要な場合は、事前に家主に相談しましょう。